マれなのに・・・ ワークルールに関する労使の 知識・理解不足

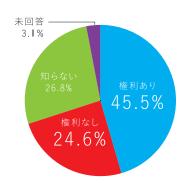
各種アンケート調査によれば、ワークルールに関する 労使双方の知識・理解が不足しているという現状が 明らかとなっています。

割増賃金に関する学生の認識度 (平成25年2月1日 沖縄労働局発表)



「父親は育児休業を請求できるか。」 中小企業経営者へのアンケート

村中孝史、Th・トーマンドル編著 「中小企業における法と法意識 日欧比較研究」・京都大学学術出版会



今こそ、 ワークルール教育推進法制定を!



日本労働弁護団

東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内

電話番号: 03-3251-5363 FAX番号: 03-3258-6790 http://roudou-bengodan.org/ 健全な労使関係の構築を目指して

私たちは、

ワークルール教育推進法

の制定を目指しています!



日本労働弁護団

雇用をめぐる現状

労働トラブルの増加

厚生労働省に寄せられた労働相談件数 60万件(2002年度)→100万件超(2008年度)。 以後2012年まで5年連続で100万件超

裁判所での労働事件の合計件数 3077件(2002年)→7554件(2012年) 2倍以上!

10年で

パワハラ・セクハラ、長時間労働やそれに 基づく過労死も増加の一途…

若者使い捨て企業(「ブラック企業」)の横行

若者を大量に採用して使い捨て、次々と離職に 追い込む「ブラック企業」が増加。労働者の生活と 健康が破壊されるだけではなく、健全な企業や 社会全体にとっても大きな損失に・・・

法律関係の多様化・複雑化

近年、雇用機会均等法、パートタイム労働法、 高年齢者雇用安定法等の法律の新設・改正が 相次いでいます。

労働者・使用者ともに、自己に関係する法律を 知っておく必要性が益々高まっています。

ワークルール教育って なんですか?

働くこと=ワークに関するルールを学生、労働者、使用者に 教育するものです。

それが、働く上でのトラブルを予防し、健全な労使の関係を 築くことにつながります。

さらに労使間に問題が生じたときの解決法なども教育 内容となります。

ワークルール教育を受けるのは 国民の権利です!

憲法27条は、国民の勤労の権利を保障し、憲法26条は 国民の教育を受ける権利を保障しています。

働くこと及び教育を受けることが国民の基本的人権で ある以上、ワークルールに関する教育を受けることもまた、 国民の基本的人権であると言えます。

ですから、国は、国民に対し、十分なワークルール教育を 行うべき憲法上の責任を負っているのです。

ワークルール教育を保障する 法律がありません!

わが国の労働現場においてはワークルールに関する知識・ 理解が不十分なため様々な問題が起きています。

ワークルール教育推進法があれば、それらの問題が 発生することを防ぎ、いざ問題が発生したときもそれを 解決することができるのです。

ワークルール教育推進法って どんな法律?

どんなことを目指すの?

┃「誰でも」・「いつでも」・「どこでも」学ぶことができる 体制を作ります!

権利・義務の正しい理解だけではなく、実際に役に 立つ教育をしますⅠ

どんなことをするの?

学校、大学、職場、地域において、対象者に応じた、 実社会で役に立つ教育を実施します!

労働者の義務や自己責任が過度に強調されない 教育を行います!

「わかりやすく役に立つ教材」を作ります!

必要な費用を賄うため、国に財政上の措置を義務づけます!

労働組合や使用者の理解と 協力の下に進めますし

ワークルール教育の普及にあたっては労働の現場に 携わる労働組合や使用者の理解・協力が欠かせません。